

全国空き家アドバイザー協議会

岐阜県養老支部例会議事録

記録日：R3 年 3 月 17 日

記録者：吉田良子

団体名	一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会岐阜県養老支部		
開催日時	R3 年 3 月 17 日（水）16：00～18：00		
開催場所	養老町役場 3 階 第 5 会議室		
出席者（会員）	井上幸一全国専務理事・佐藤会長・野寺副会長・堀行夫（遅刻）、事務局吉田良子		
オブザーバー	養老町奥村 ・ NPO 養老ユニオン高橋義孝		
議事	1, 開会宣言 代理 吉田良子 2, 出席者確認 代理 吉田良子 3, 支部長挨拶 支部長 佐藤孝典 4, 前回議事録の確認 代理 吉田良子 5, 議題並びに資料の確認 代理 吉田良子 6, 本会報告事項 本報 6-1 ※本部から提供資料の報告・共有 本報 6-2 その他 7, 支部事務局報告事項 養老町建設課 奥村 事報 7-1 農地付き空き家の特例が養老町はない件について 事報 7-2 養老町の「空き家に関する相談」チラシに 当協会を掲載していただいた件について 事報 7-3 空き家活用推進事業補助金について 8, 支部報告事項 支報 8-1 町の空き家活用について町の 「危険空き家除却事業補助」金/限度額 30 万円がある件 支報 8-2 空き家バンクの掲載物件で移住・賃貸が成立した件 支報 8-3 全国古民家再生協会での相談のあった空き寺について 9, その他 10, 閉会宣言 代理 吉田良子		
決定事項			
次月開催日時	R3 年 4 月 15 日（木） 16：00 ～ 18：00		
次月開催場所	養老町役場 会議室にて		
次月議事内容	活動報告等		

養老町建設課からのお知らせです

この案内は、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。
現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますので、ご了承ください。

空き家等の適正管理をお願いします

養老町においても「空き家等」が増加し、管理が適正に行われていない(管理不全な状態である)ことにより、近隣にお住まいの方々が不安を感じているとの相談が、町へ数多く寄せられています。

あなたの家や、あなたのご家族が住んでいた家は大丈夫ですか？

～適正管理は所有者等の責務です～

空き家が増加し、放置された空き家が他に悪影響を及ぼすなどの問題が生じており、対策を進める法律「空き家対策の推進に関する特別措置法」が制定されました

所有者の責任は・・・

空き家が倒壊したり、物が落下するなどして近隣の建物や通行者などに被害を及ぼした場合の責任は所有者又は占有者にあります(民法717条)

また、空き家等の相続放棄をしても利害関係人が相続財産管理人の選任を申し立てて管理を引き継がせるまで、管理義務を負うことになります。(民法940条)

「空き家対策の推進に関する特別措置法」が施行され、**空き家を危険な状態等で放置し、同法に基づく勧告をうけたことにより空き家の敷地に係る住宅特例が解除された場合、固定資産税の額が上昇します。**

そのまま放置していませんか？

空き家を売りたい、貸したい・・・

「養老町空き家・空き地バンク」

養老町内に存在する空き家・空き地について、売買もしくは賃貸を希望する物件所有者(または管理者)からその物件情報を募集し、当該情報をホームページを通じて利用希望者へ紹介する制度です。

空き家をそのまま放置していませんか？

空き家を売りたい、貸したい・・・

「養老町空き家・空き地バンク」

養老町内に存在する空き家・空き地について、売買もしくは賃貸を希望する物件所有者(または管理者)からその物件情報を募集し、当該情報をホームページを通じて利用希望者へ紹介する制度です。

養老町空き家・空き地バンク

<http://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2018013000014/>



養老町空き家利活用促進事業補助金

<http://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2020033100049/>



養老町老朽危険空き家除却事業補助金

<http://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2021030200022/>



空き家等の対策について

<http://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2016080900022/>



【空き家等に関するご相談は】

- 空き家バンクの活用や除却や管理に関する相談
養老町役場産業建設部建設課 電話0584-32-5081
- 空き家見回りサービス(空き家・空き地の管理)
養老町シルバー人材センター 電話0584-34-3030
- 空き家・古民家の利活用等に関する相談
一般社団法人 古民家再生協会岐阜西濃 電話0584-84-3781
- その他空き家の管理でお困りの場合
空き家・すまい総合相談室(岐阜県住宅供給公社内)
電話0584-81-8511(事前予約になります)
相談時間：毎週火曜日・金曜日①13:00～ ②14:30～

納税書と同送されるパンフレットに載せて
いただきました。R3年3月